

## 要介護・要支援認定

## 更新申請についてのおしらせ

### 新型コロナウイルス感染症臨時的措置希望者

対象者：感染者又はコロナ感染濃厚接触者、また施設・病院内認定調査立ち入り制限がある場合等  
※島外などの家族来島の場合は調査日調整して一般の申請になります。

### 新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取扱い申出書提出

※申請書はホームページからもダウンロードできます

認定調査・意見書なしで  
前回の介護度のまま認定期間  
12ヶ月延長し通知します。

左記以外

一般の申請手続き

更新申請書提出

認定調査・意見書を元に  
介護度決定し通知します。

宮古島市では令和2年6月以降  
上記取扱いをしています。  
ご不明な点は  
認定係までよろしくお願ひします。  
0980-73-1997